

医療保険 契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会医療法人 健進会
主たる事業所の所在地	〒956-0025 新潟市秋葉区古田 610 番地
代表者（職名・氏名）	理事長 豊島 宗厚
設立年月日	平成 5 年 12 月 2 日
電話番号	(0250) 24-5311

2. 訪問看護ステーションにいつの概要

法人名	社会医療法人 健進会
事業所名	訪問看護ステーションにいつ
所在地	〒956-0863 新潟市秋葉区日宝町 5 番 25 号
管理者の氏名	小林 富貴子
電話番号	(0250) 24-8211

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	主治医が必要性を認めた場合、利用者の有する能力に応じ、生活の質の確保および向上を図るとともに、利用者が可能な限り安心して住み慣れた地域社会や家庭で療養できるよう支援するため、サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、健康保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の心身の機能・維持回復、もしくは病状悪化の防止のため、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含む）および年末年始（12 月 30 日午後から 1 月 3 日まで）、お盆（8 月 13 日午後、8 月 15 日）を除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ただし、サービスの提供については、利用者の希望に応じて 24 時間対応可能な体制を整えるものとします。

5. 訪問看護職員数（管理者を含む）

従業者の職種	勤務の形態・人数	
看護師	常勤 人	非常勤 人
理学療法士	常勤 人	
作業療法士	常勤 人	
事務員	常勤 人	

6. 提供するサービスの内容

- (1) 訪問看護の開始に際しては主治医による「訪問看護指示書」に従い、「訪問看護計画書」を作成しサービス提供後は「訪問看護報告書」を作成します。それらを主治医に提出するとともに、密接な連携を行います。

(2) 訪問看護からのリハビリテーションは、理学療法士等が看護職員の代わりに行う訪問看護であることから看護師も定期的に訪問します。訪問看護計画書、訪問看護報告書は看護職員と理学療法士等が連携し、利用者の状態を適切に評価して作成します。

(3) 主なサービス

- ・ 血圧、熱、脈拍などの病状観察や服薬管理
- ・ 褥瘡（床ずれ）の予防や手当てに関する援助
- ・ 清拭、入浴、着替え、オムツ交換などの清潔に関する援助
- ・ 経管栄養、尿道カテーテル、インスリン注射、人工肛門、吸引など医療処置が必要な方への援助
- ・ 寝たきりや麻痺のある方等の機能訓練、移乗の介助、歩行訓練など総合的なリハビリテーション
- ・ ご自宅で最期まで過ごしたい方への支援（ターミナルケア）
- ・ 精神的な援助を必要とする方への支援
- ・ ご家族への助言、介護指導、療養相談

7. サービス提供の担当者

あなたを担当する訪問看護職員およびその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交代を希望する場合は、できる限り対応しますので管理者までご連絡ください。また、当事業所の都合で担当を変更する場合がありますが、その場合はその都度お知らせします。

訪問看護職員の 資格および氏名	（資格：看護師） 担当名：
	（資格：理学療法士・作業療法士）担当名：
管理責任者	管理者 小林 富貴子

8. 訪問看護利用料

利用料は次の(1)～(5)にあげる療養費、加算等の中から該当するものを合計し、利用者が加入する健康保険の医療費自己負担割合をもとに計算します。

難病、重度障害、更生医療等で公費受給者証をお持ちの場合は適用して計算します。

また(6)にあげる、その他利用料をいただきます。

(1) 訪問看護基本療養費

		保健師、助産師、看護師 による訪問	理学療法士、作業療法士 言語聴覚士 による訪問
訪問看護基本療養費(Ⅰ)(1日につき)			
	週3日目まで	5,550円	5,550円
	週4日目以降	6,550円	5,550円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)(1日につき)			
同一建物内 同一日に2人	週3日目まで	5,550円	5,550円
	週4日目以降	6,550円	5,550円
同一建物内 同一日に3人以上9人以下	週3日目まで	2,780円	2,780円
	週4日目以降	3,280円	2,780円
同一建物内 同一日に10人以上19人以下	月20日目まで	2,760円	2,760円
	月21日目以降	2,660円	2,660円
同一建物内 同一日に20人以上49人以下	月20日目まで	2,710円	2,710円
	月21日目以降	2,610円	2,610円
同一建物内 同一日に50人以上	月20日目まで	2,610円	2,610円
	月21日目以降	2,510円	2,510円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)(入院中1回または2回)			8,500円
* 入院中で、在宅療養に備えて外泊をしている方に行う訪問看護			

* 訪問は原則週3日までです。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病、状態等に該当する方、特別訪問看護指示書を受けている方は3日以上訪問が可能です。

(2) 訪問看護基本療養費にかかる加算

		金額・算定区分	
緊急時訪問看護加算（1日につき）		月14日目まで	2,650円
		月15日目以降	2,000円
長時間訪問看護加算（1日につき） * 15歳未満の(準)超重症児、特掲別表8、特別訪問看護指示の方		週1回まで	5,200円
		* 別に厚生労働大臣が定める方の場合には週3日まで	
乳幼児加算（1日につき）	6歳未満の乳幼児		1,400円
	〃（厚生労働大臣が定める方の場合）		1,800円

複数回訪問看護加算		金額・算定区分	
		*厚生労働大臣が定める疾病、状態等にある方に限る	
同一建物内 同一日に1人または2人	1日に2回の場合	4,500円	
	1日に3回の場合	8,000円	
同一建物内 同一日に3人以上9人以下	1日に2回の場合	4,000円	
	1日に3回の場合	月20日目まで	7,200円
		月21日目以降	6,900円
同一建物内 同一日に10人以上19人以下	1日に2回の場合	3,700円	
	1日に3回の場合	月20日目まで	6,300円
		月21日目以降	5,200円
同一建物内 同一日に20人以上49人以下	1日に2回の場合	3,500円	
	1日に3回の場合	月20日目まで	4,800円
		月21日目以降	3,500円
同一建物内 同一日に50人以上	1日に2回の場合	3,300円	
	1日に3回の場合	月20日目まで	4,100円
		月21日目以降	3,000円

夜間・早朝・深夜加算（1日につきそれぞれ1回）		夜間・早朝訪問看護加算	深夜訪問看護加算
同一建物内 1人または2人		2,100円	4,200円
同一建物内 同一日に3人以上9人以下	月15日目まで	2,100円	4,200円
	月16日目以降	1,900円	4,000円
同一建物内 同一日に10人以上19人以下	月15日目まで	1,800円	3,900円
	月16日目以降	1,300円	2,300円
同一建物内 同一日に20人以上49人以下	月15日目まで	1,200円	2,100円
	月16日目以降	950円	1,500円
同一建物内 同一日に50人以上	月15日目まで	1,000円	1,800円
	月16日目以降	800円	1,300円

* 夜間＝18:00～21:59 深夜＝22:00～翌5:59 早朝＝6:00～7:59

複数名訪問看護加算

	指定訪問看護 実施者	同時に訪問する者	対 象	算定日数等	金 額
同一 建物 内 1 人 ま た は 2 人	看護職員※1	看護師等 (准看護師を除く)※2	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	4,500円
	看護職員	准看護師	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	3,800円
	看護職員	その他の職員※3	ニ、ホ、ヘ	週3日	3,000円
	看護職員	その他の職員	イ、ロ、ハ、	1日に1回	3,000円
				1日に2回	6,000円
				1日に3回	10,000円

	指定訪問看護 実施者	同時に訪問する者	対 象	算定日数等	金 額
同一建物内 3人以上9人以下	看護職員	看護師等 (准看護師を除く)	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	4,000円
	看護職員	准看護師	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	3,400円
	看護職員	その他の職員	ニ、ホ、ヘ	週3日	2,700円
	看護職員	その他の職員	イ、ロ、ハ、	1日に1回 1日に2回 1日に3回	2,700円 5,400円 9,000円
同一建物内 10人以上19人以下	看護職員	看護師等 (准看護師を除く)	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	3,400円
	看護職員	准看護師	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	2,800円
	看護職員	その他の職員	ニ、ホ、ヘ	週3日	2,100円
	看護職員	その他の職員	イ、ロ、ハ、	1日に1回 1日に2回 1日に3回	2,100円 3,800円 5,500円
同一建物内 20人以上29人以下	看護職員	看護師等 (准看護師を除く)	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	3,000円
	看護職員	准看護師	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	2,500円
	看護職員	その他の職員	ニ、ホ、ヘ	週3日	1,900円
	看護職員	その他の職員	イ、ロ、ハ、	1日に1回 1日に2回 1日に3回	1,900円 3,450円 4,800円
同一建物内 30人以上	看護職員	看護師等 (准看護師を除く)	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	2,700円
	看護職員	准看護師	イ、ロ、ハ、ニ	週1日	2,200円
	看護職員	その他の職員	ニ、ホ、ヘ	週3日	1,600円
	看護職員	その他の職員	イ、ロ、ハ、	1日に1回 1日に2回 1日に3回	1,600円 3,300円 4,500円

職員区分	※1 看護職員 = 保健師、助産師、看護師、准看護師 ※2 看護師等 = 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ※3 その他の職員 = 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者
対象者の区分	イ: 特掲診療科の施設基準等別表7に該当する方 ロ: 特掲診療科の施設基準等別表8に該当する方 ハ: 特別訪問看護指示書に係る指定訪問を受けている方 ニ: 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ホ: ご利用者の身体的理由により看護師等1名での訪問看護が困難と認められる場合 ヘ: その他ご利用者の状況等から判断して、イからホのいずれかに準すると認められる場合

(3) 精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)(1日につき)			保健師、看護師、作業療法士 による訪問
	週3日目まで	30分以上の場合	5,550円
		30分未満の場合	4,250円
	週4日目以降	30分以上の場合	6,550円
		30分未満の場合	5,100円

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）（1日につき）			保健師、看護師、作業療法士による訪問
同一建物内 同一日に2人	週3日目まで	30分以上の場合	5,550円
		30分未満の場合	4,250円
	週4日目以降	30分以上の場合	6,550円
		30分未満の場合	5,100円
同一建物内 同一日に3人以上 9人以下	週3日目まで	30分以上の場合	2,780円
		30分未満の場合	2,130円
	週4日目以降	30分以上の場合	3,280円
		30分未満の場合	2,550円
同一建物内 同一日に10人以上 19人以下	月20日目まで	30分以上の場合	2,760円
		30分未満の場合	2,110円
	月21日目以降	30分以上の場合	2,660円
		30分未満の場合	2,010円
同一建物内 同一日に20人以上 49人以下	月20日目まで	30分以上の場合	2,710円
		30分未満の場合	2,070円
	月21日目以降	30分以上の場合	2,610円
		30分未満の場合	1,970円
同一建物内 同一日に50人以上	月20日目まで	30分以上の場合	2,610円
		30分未満の場合	1,990円
	月21日目以降	30分以上の場合	2,510円
		30分未満の場合	1,890円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）（入院中1回または2回） * 入院中で、在宅療養に備えて外泊をしている方に行う訪問看護			8,500円

* 訪問看護、精神科訪問看護はあわせて週3日までです。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病、状態等に該当する方、精神科特別訪問看護指示書を受けている方は3日以上との訪問が可能です。

* 退院時に精神科訪問看護指示を受け、退院後3か月以内の方は週5回まで訪問可能です。

(4) 精神科訪問看護基本療養費にかかる加算

		金額・算定区分	
精神科緊急時訪問看護加算 (1日につき)		月14日目まで	2,650円
		月15日目以降	2,000円
長時間精神科訪問看護加算 (1日につき)		週1回まで	5,200円
* 15歳未満の(準)超重症児、特掲別表8、精神科特別訪問看護指示の方		* 別に厚生労働大臣が定める方の場合には週3日まで	
精神科複数回訪問看護加算 *精神科在宅患者支援管理料が算定されている方に限る		金額・算定区分	
同一建物内 1人または2人	1日に2回の場合	4,500円	
	1日に3回の場合	8,000円	
同一建物内 同一日に3人以上9人以下	1日に2回の場合	4,000円	
	1日に3回の場合	月20日目まで	7,200円
		月21日目以降	6,900円
同一建物内 同一日に10人以上19人以下	1日に2回の場合	3,700円	
	1日に3回の場合	月20日目まで	6,300円
		月21日目以降	5,200円
同一建物内 同一日に20人以上49人以下	1日に2回の場合	3,500円	
	1日に3回の場合	月20日目まで	4,800円
		月21日目以降	3,500円

精神科複数回訪問看護加算		金額・算定区分	
同一建物内 同一日に50人以上	1日に2回の場合	3,300円	
	1日に3回の場合	月20日目まで 月21日目以降	4,100円 3,000円

夜間・早朝・深夜加算（1日につきそれぞれ1回）		夜間・早朝 訪問看護加算	深夜訪問看護加算
同一建物内 1人または2人		2,100円	4,200円
同一建物内 同一日に3人以上9人以下	月15日目まで	2,100円	4,200円
	月16日目以降	1,900円	4,000円
同一建物内 同一日に10人以上19人以下	月15日目まで	1,800円	3,900円
	月16日目以降	1,300円	2,300円
同一建物内 同一日に20人以上49人以下	月15日目まで	1,200円	2,100円
	月16日目以降	950円	1,500円
同一建物内 同一日に50人以上	月15日目まで	1,000円	1,800円
	月16日目以降	800円	1,300円

* 夜間＝18:00～21:59 深夜＝22:00～翌5:59 早朝＝6:00～7:59

複数名精神科訪問看護加算

	指定訪問看護 実施者	同時に訪問する者	訪問回数	算定日数等	金 額
同一建物内 1人又は2人	保健師・看護師	保健師・看護師 作業療法士	1日に1回	1日につき	4,500円
			1日に2回	1日につき	9,000円
			1日に3回	1日につき	14,500円
	保健師・看護師	看護補助者・ 精神保健福祉士		週1日まで	3,000円
同一建物内 3人以上9人以下	保健師・看護師	保健師・看護師 作業療法士	1日に1回	1日につき	4,000円
			1日に2回	1日につき	8,100円
			1日に3回	1日につき	13,000円
	保健師・看護師	看護補助者・ 精神保健福祉士		週1日まで	2,700円
同一建物内 10人以上49人以下	保健師・看護師	保健師・看護師 作業療法士	1日に1回	1日につき	3,400円
			1日に2回	1日につき	6,880円
			1日に3回	1日につき	11,050円
	保健師・看護師	看護補助者・ 精神保健福祉士		週1日	2,100円
同一建物内 50人以上	保健師・看護師	保健師・看護師 作業療法士	1日に1回	1日につき	3,000円
			1日に2回	1日につき	6,070円
			1日に3回	1日につき	9,750円
	保健師・看護師	看護補助者・ 精神保健福祉士		週1日まで	1,900円
同一建物内 50人以上	保健師・看護師	保健師・看護師 作業療法士	1日に1回	1日につき	2,700円
			1日に2回	1日につき	5,460円
			1日に3回	1日につき	8,770円
	保健師・看護師	看護補助者・ 精神保健福祉士		週1日まで	1,600円

* 精神科訪問看護で30分未満の基本療養費を算定する場合は上記加算は算定いたしません。

(5) 訪問看護（精神科）管理療養費と各種加算

	項 目	算定回数等	金 額	備 考
精神科訪問看護管理療養費	月の初回	月1回		
	機能強化型訪問看護管理療養費1		13,760円	
	機能強化型訪問看護管理療養費2		10,460円	
	機能強化型訪問看護管理療養費3		9,030円	
	機能強化型訪問看護管理療養費4		9,030円	
	上記1～4以外の場合		7,710円	
	月の2回目以降			
	単一建物居住利用者	20人未満	1日につき	3,010円
		20人以上50人未満	月15日目まで	2,510円
			月16日目以降24日目まで	2,310円
			月25日目以降	2,210円
		50人以上	月15日目まで	2,410円
			月16日目以降24日目まで	2,210円
			月25日目以降	2,010円

	項 目	算定回数等	金 額	備 考
訪問看護（精神科）訪問看護療養費にかかる加算 その他療養費等	24時間対応体制加算（イ）	月1回	6,800円	
	特別管理加算Ⅰ	月1回	5,000円	厚生労働大臣が定める状態にある方に限る
	特別管理加算Ⅱ		2,500円	
	退院時共同指導加算	月1回	8,000円	
	特別管理指導加算（特別管理加算の対象者）		+2,000円	
	退院支援指導加算（退院当日の訪問）	月1回	6,000円	厚生労働大臣が定める状態にあり、退院時に、退院当日の訪問が必要の旨記載がある訪問看護指示書を受けている場合
	退院支援指導加算（退院当日90分以上の訪問）		8,400円	
	在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	
	精神科重症患者支援管理連携加算	月1回	8,400円	精神科在宅患者支援管理料2（イ）が算定されている方
		月1回	5,800円	精神科在宅患者支援管理料2（ロ）が算定されている方
	看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500円	
	専門管理加算	月1回	2,500円	特定医療行為研修修了、緩和ケア、褥瘡、人工肛門、人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的に訪問を行った場合
	訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円	
	訪問看護情報提供療養費1	月1回	1,500円	提出先：市区町村
	訪問看護情報提供療養費2	原則 年度内1回	1,500円	提出先：大学を除く学校、保育所
	訪問看護情報提供療養費3	月1回	1,500円	提出先：入院、入所する施設
	訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	死亡日および死亡前14日以内に2回以上、ターミナル期のケア、支援体制について説明した上で訪問看護を行った場合
	訪問看護ベースアップ評価口料（Ⅰ）	月1回	1,830円	R8.6月～R9.5月
			2,880円	* R9.6月以降
	訪問看護ベースアップ評価口料（Ⅱ） * 事業所の実績により計算	月1回	40円～1,040円	R8.6月～R9.5月
			40円～1,580円	* R9.6月以降
	訪問看護物価対応料1 （1日につき）	R8.6月～R9.5月	月の初回	60円
			月の2日目以降	20円
		* R9.6月以降	月の初回	120円
			月の2日目以降	40円

(6) その他の利用料（保険外）

交通費（訪問のつど）	当事業所からの距離	片道 5 Km 未満	220 円
	〃	片道 5 Km 以上	340 円
90 分を超える訪問看護（30 分ごと）			1,200 円
休日における訪問看護加算（1 回につき）			1,500 円
吸引器（吸入器）の貸し出し 2 ヶ月目から 1 ヶ月毎に			1,000 円
エンゼルケア			10,000 円
エンゼルケア時の浴衣			1,175 円
利用料振替手数料	NB センター指定の県内金融機関		83 円
	〃	ゆうちょ銀行	10 円
指定の限度日数を超える訪問看護（訪問看護療養費の額に準ずる）			実費
衛生材料			実費
郵送料（切手代）			実費
* 訪問看護指示書料は、指示書を発行する医療機関での請求、お支払いとなります。			

(7) 利用料についての留意事項

訪問看護利用料は厚生労働大臣が告示で定める額であり、これに改定がある場合は上記で説明した利用料も自動的に改定されます。（(6) その他の利用料を除く）
その場合は事前に新しい訪問看護利用料を書面でお知らせします。

9. 各種助成制度について

- 各種医療費助成制度の新規申請、取下げをする場合、または更新、変更で資格者証が新しくなった場合は必ず職員へお知らせください。
- 重度障害者医療費助成（障）をお持ちの方は、1 日 250 円で利用できます。
- 特定医療費（指定難病）自立支援医療の方は、自己負担上限額まで複数の指定医療機関で自己負担がかかります。なお、自立支援医療の方は、訪問看護を利用することをあらかじめ市区町村へ届出する必要があります。
- 労災、交通事故で利用する場合は、あらかじめ保険者への届出が必要になります。
- 1 か月（同月内）の医療費が高額になり、所定の自己負担額上限を超えた場合は、後日、利用者が申請することで「高額療養費」として上限を超えた分が支給される制度があります。
上限額については、ご加入の保険者（国保、後期高齢者医療は市区町村）へご確認ください。

10. 支払方法

- 利用料は、1 ヶ月ごとにまとめてあなたが指定する口座から引き落としとなります。引き落としはサービスを利用した翌々月の末日（祝休日の場合は次の月の初めの平日）です。
- やむを得ず現金払いになる時は、事業所が発行する「利用料金請求書兼領収書」をお持ちになり新津医療センター病院の医事課会計窓口でお支払ください。
- 口座引き落としが確認できた利用料の領収書等については、次の請求書をお渡しする時に一緒にお渡しします。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名（利用者との続柄）	様（ ）
	電話番号	①
		②

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医および市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	責任者	管理者：小林 富貴子
	電話番号	0250-24-8211

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号	025-285-3022
--------	----------------	------	--------------

14. 訪問看護の利用を中止する場合

利用者の都合によりサービスの利用を中止（キャンセル）する場合は、早目に事業所の担当職員までご連絡ください。キャンセル料は頂きません。

15. 虐待・身体拘束の防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する責任者を選定します。

また虐待防止・身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

虐待防止に関する責任者	管理者： 小林 富貴子
-------------	-------------

(2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(4) サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

(5) 事業者は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援します。

(6) やむを得ず身体的拘束を行う場合は、事前に十分な説明の上、利用者または家族等に同意を得るとともに、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. ハラスメント対策についての事項

事業者は従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向け取り組みます。

- (1) 事業者は、事業所内だけではなく、サービス提供に関わる全ての事業者（所）および利用者または家族、代理人が相互の優越的な関係を背景とした、いかなる身体的、精神的、性的いやがらせ、いじめ、著しい迷惑行為（以下ハラスメント）を許容しません。
上記のほか、利用者および家族、代理人が事業者および職員個人に対し、正当適切な範囲を超える謝罪、弁償、優遇を強要する言動もハラスメントとして対処します。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同じ案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 従事者に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。
また定期的に話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合は、ハラスメント行為者、関係者に法令および国の示すガイドラインに沿って事実確認をし、必要な環境改善措置を講じるとともに、関係機関への連絡、相談をします。措置を講じたうえでも状況が改善しない場合は、事業者の申し出により利用契約の解約をいたします。

17. 衛生管理について

事業者において感染症等が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従事者は清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業者の設備および備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業者における感染症等の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業者における感染症等の予防およびまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従事者に対し、感染症等の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

18. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を定期的実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、予めご了解ください。
・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 緊急時呼び出しの場合など、複数の看護師で訪問させて頂くことがあります。予めご了承ください。また、看護職員に対する要望、ご意見、ご不満がありましたら、遠慮なく管理者にご相談ください。
- (4) 道路事情などで時間どおりにお伺いできないことがあります。その場合は電話連絡させていただきます。訪問時間や曜日の変更を希望される場合は訪問看護職員にお伝えください。

20. 特に説明、同意を要する利用料

(1) 24 時間対応体制加算 6,800 円/月

当事業所では、利用者の方に安心して療養いただけるよう、休日や夜間、時間外においても電話による連絡、相談を受け、必要に応じて緊急時訪問看護を行える「24 時間対応体制」を整えています。病状の変化で心配な時や医療器具、カテーテルに不具合がある時など、いつでも訪問看護師と連絡が取れるサービスを希望する場合の加算です。看護師が交替で、携帯電話で対応します。

(2) 特別管理加算 2,500 円または 5,000 円/月

24 時間対応体制を整えている訪問看護事業所であることを条件に、医学的な管理が必要な方に加算されます。対象は以下の方です。

区 分	対 象
特別管理加算(Ⅱ) 2,500 円/月	(1) ①～⑪までの指導管理を受けている状態の方 ①在宅自己腹膜灌流指導管理 ②在宅血液透析指導管理 ③在宅酸素療法指導管理 ④在宅中心静脈栄養法指導管理 ⑤在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ⑥在宅自己導尿指導管理 ⑦在宅人工呼吸指導管理 ⑧在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ⑨在宅自己疼痛管理指導管理 ⑩在宅肺高血圧症患者指導管理 ⑪在宅難治性皮膚疾患処置指導管理 (2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態の方 (3) 真皮を越える褥瘡の状態にある方 (4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料が算定されている方
特別管理加算(Ⅰ) 重症度高 5,000 円/月	(5) ①～④までの指導管理を受けている状態の方 ①在宅麻薬等注射指導管理 ②在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ③在宅強心剤持続投与指導管理 ④在宅気管切開患者指導管理 (6) 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の方

(3) 訪問看護情報提供療養費 1 1,500 円/月

厚生労働大臣が定める疾病、状態等にある利用者の同意を得て、市町村等又は指定特定相談支援事業者等からの求めに応じ、利用者への有効な保健、福祉サービス提供に資する情報を提供した場合

(4) 訪問看護情報提供療養費 3 1,500 円/月

利用者の同意を得て、入院、入所する保険医療機関（病院）、介護医療院、介護老人保健施設の主治医へ訪問看護時の情報を提供した場合

(5) 加算料金についての同意

20. (1)～(4)の説明を受け、利用者が下記項目に該当することに同意願います。

* 同意項目は✓・○印等を記入

	24 時間対応体制加算	6,800 円
	特別管理加算Ⅱ	2,500 円
	特別管理加算Ⅰ（重症度高）	5,000 円
	訪問看護情報提供療養費	1,500 円

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地	新潟市秋葉区日宝町 5 番 25 号
事業者名	社会医療法人 健進会
	訪問看護ステーションにいつ
代表者職・氏名	理事長 豊島 宗厚
説明者職・氏名	管理者 小林 富貴子
	(説明者)

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

代理人 私は、利用者本人の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

署名代行者（または法定代理人） 住所

本人との続柄

氏名

立会人 私は、() として、この契約に立ち合いました。

立会人 住所

氏名

以下余白